

容器包装リサイクル法にかかる

# 宇治田原町分別収集計画 (第 10 期)

令和4年6月

京都府綴喜郡宇治田原町

# 目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	2
4.	対象品目	2
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、平成6年度から資源再利用事業として、古紙等の集団回収の補助事業を実施するとともに、平成9年度からの容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の施行に併せて、全町域対象に缶・びんの分別収集を開始し、平成10年からはペットボトル・紙パックの分別収集を実施、平成13年度からは発泡スチロール・食品発泡トレーといったその他プラスチックの分別収集を実施。平成27年からは、発泡スチロール・トレーとともに、商品の包装に用いるプラスチック製の容器（以下、「プラスチック製容器包装」という。）の分別収集を実施している。

本町の恵まれた豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、引き続き、廃棄物の減量化・再資源化に取り組んでいくことが重要である。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成に寄与するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) 住民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減。
- (3) 本町を含む3市3町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び本町）で構成する城南衛生管理組合及び同組合構成市町の連携による、循環型社会の構築を目指した広域的、効率的かつ効果的な廃棄物処理行政の展開。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直しを行う。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項目	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	281	279	277	275	273

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

- (1) 環のくらし地域活動促進事業の実施  
住民団体等の集団回収に対し、回収量に応じて補助金を交付し、ごみの減量・再資源化を推進する。
- (2) 紙ごみリサイクルの完全実施  
再生可能な紙ごみを、町の「燃やすごみ」の収集対象品目から除外し、町内の住民団体等が取り組んでいる集団回収により回収し、紙ごみリサイクルを推進する。
- (3) エコ推進員の設置  
地域ごとに設置したエコ推進員を通じ、3Rの推進や適切な分別収集に取り組む。
- (4) エコパートナーシップうじたわらの活動を支援  
エコパートナーシップうじたわらが取り組むエコッキングやごみの減量化などの取り組みを支援する。
- (5) 広報・啓発  
ごみの排出抑制や適正な分別と排出について、ごみステーションへの看板の設置、ごみの出し方ハンドブックの作成と配布、町広報紙及

び町ホームページへの掲載により広報・啓発を行う。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

本町の廃棄物処理の中間処理以降の処理は、城南衛生管理組合において行っているため、同組合の廃棄物処理施設の整備状況及び同組合構成市町の今後の廃棄物処理に係る意向、並びに本町の収集体制及び住民の協力度を総合的に勘案して下表のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製 の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他の色のガラス製容器</li> </ul>	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

（単位：t）

	令和5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	6		6		6		6		6	
アルミ製容器	9		9		9		9		9	
無色のガラス製容器	(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9	
	(指定)	(独自) 9	(指定)	(独自) 9	(指定)	(独自) 9	(指定)	(独自) 9	(指定)	(独自) 9
茶色のガラス製容器	(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 8		(合計) 7	
	(指定)	(独自) 8	(指定)	(独自) 8	(指定)	(独自) 8	(指定)	(独自) 8	(指定)	(独自) 7
その他の色のガラス製容器	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(指定)	(独自) 4	(指定)	(独自) 4	(指定)	(独自) 4	(指定)	(独自) 4	(指定)	(独自) 4
紙製飲料容器	1		1		1		1		1	
段ボール製容器	110		110		110		110		110	
その他の紙製容器包装	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(指定)	(独自)	(指定)	(独自)	(指定)	(独自)	(指定)	(独自)	(指定)	(独自)
ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器	(合計) 19		(合計) 19		(合計) 19		(合計) 19		(合計) 19	
	(指定)	(独自) 19	(指定)	(独自) 19	(指定)	(独自) 19	(指定)	(独自) 19	(指定)	(独自) 19
プラスチック製容器包装	(合計) 63		(合計) 62		(合計) 61		(合計) 60		(合計) 60	
	(指定) 63	(独自)	(指定) 62	(独自)	(指定) 61	(独自)	(指定) 60	(独自)	(指定) 60	(独自)

（指定）：指定法人の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す量

（独自）：独自に処理業者へ引き渡す量

※城南衛生管理組合ではその他ガラス、プラスチック製容器包装を指定法人に引き渡している。

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項の規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成30年度改定）により算定された分別基準適合物搬入量及び資源化率による

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集をする実施主体は、下表のとおりである。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶類	町・委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
アルミ製容器		住民団体等による集団回収	民間業者
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
		住民団体等による集団回収	民間業者
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	城南衛生管理組合
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	城南衛生管理組合

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設整備計画を、下表のとおり定める。

### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	透明袋	パッカー車	エコ・ポート長谷山
アルミ製容器			平ボディ車	民間業者
無色のガラス製容器	びん類	透明袋	パッカー車	エコ・ポート長谷山
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	結束	平ボディ車	エコ・ポート長谷山 民間業者
段ボール	段ボール	結束	平ボディ車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	透明袋	パッカー車	エコ・ポート長谷山
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	透明袋	パッカー車	リサイクルセンタ ー長谷山

### <分別収集の用に供する施設整備計画（排出段階）>

施設の種別		容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様 ・整備計画	管理主体等
排出容器	袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶類</li> <li>・びん類</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・プラスチック製容器 包装</li> </ul>	透明袋 サイズ等指定はなし	住民
	紐	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙パック</li> <li>・段ボール</li> </ul>	特になし	
集積場所	ごみステー ション回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶類</li> <li>・びん類</li> <li>・紙パック</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・プラスチック製容器 包装</li> </ul>	従来のごみステー ションを利用 (町内約440箇所)	住民



<分別収集の用に供する施設整備計画（収集運搬段階）>

【車両】

施設の種別	容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様	管理主体等	備考
パッカー車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶類</li> <li>・びん類</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・プラスチック製容器包装</li> </ul>	最大積載量：2 t	町・委託業者	可燃・不燃収集に使用するパッカー車の一部を共用
平ボディ車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミ缶</li> <li>・紙パック</li> <li>・段ボール</li> </ul>	最大積載量：2 t	委託業者 民間業者	

<分別収集の用に供する施設整備計画（中間処理段階）>

【中間処理施設（再生施設）】

施設の種別	容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様	管理主体等	備考
リサイクルプラザ選別・圧縮設備	缶類 (アルミ・スチール)	主要機器：破袋機、除袋機、ベルトコンベア、磁力選別機、アルミ選別機、圧縮成型機 能力：10.82 t/日	城南衛生管理組合	エコ・ポート長谷山
	びん類 (無色・茶色・その他色)	主要機器：破袋機、除袋機、ベルトコンベア 能力：29.42 t/日		
	ペットボトル	主要機器：破袋機、ベルトコンベア、圧縮成型機 能力：6.00 t/日		
リサイクルプラザ保管・搬出施設	紙パック	ヤード保管、搬出		
リサイクルセンター選別・圧縮設備	プラスチック製容器包装	主要機器：ベルトコンベア、手選別、選別機、圧縮減容機、圧縮梱包機、破袋機 能力：17 t/5H		リサイクルセンター長谷山
民間業者の施設	アルミ缶 紙パック 段ボール	ストックヤード	民間業者	

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 過剰包装の抑制・自粛  
事業者には簡易包装の実施やしジ袋削減に向けた取り組みへの協力、住民には簡易包装商品の選択などを求める。
- (2) 集団回収の推進  
住民団体等が実施する集団回収への補助金を継続交付し、地域での再資源化の取り組みを推進する。
- (3) 適切な分別の推進と資源化率の向上  
容器包装廃棄物の適切な分別実施を啓発し、資源化率の向上を図る。
- (4) 分別収集計画の執行管理  
分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、次回の計画改定時の資料とする。

宇治田原町分別収集計画  
第 10 期

令和4年6月策定・発行

宇治田原町建設環境課  
〒610-0289  
宇治田原町大字立川小字坂口 18-1